

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和6年度第1回相模原市食の安全・安心懇話会			
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話042-769-9234 (直通)			
開催日時	令和6年7月29日(月) 午前10時～午前11時50分			
開催場所	ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室			
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	事務局	10人(保健衛生部長、生活衛生課長、生活衛生課総括副主幹、衛生研究所長、健康増進課長、農政課長、他5人)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数 1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<p>1 議題</p> <p>(1) 令和5年度相模原市食品衛生監視指導計画に基づく実施結果について</p> <p>(2) 令和6年度相模原市食品衛生監視指導計画について</p> <p>2 情報提供</p> <p>(1) 相模原市保健医療計画(第3次)について</p> <p>(2) 保健機能食品等に関する普及啓発について</p> <p>(3) マカダミアナッツのアレルギー表示の推奨について</p> <p>3 その他意見交換等</p>			

主な発言は次のとおり。

三森保健衛生部長のあいさつの後、内藤会長の進行により、議事が進められた。なお、傍聴者は1名だった。

## 1 議事

(1) 令和5年度相模原市食品衛生監視指導計画に基づく実施結果について(資料1) 令和5年度の食品衛生監視指導の実施状況について、事務局から説明を行った。

(内藤会長) 食中毒の注意喚起を夏と冬に行っているが、夏と冬で注意喚起の内容に違いはあるのか。

(事務局) 夏は、細菌を原因とする食中毒が多くなる傾向があるため、細菌による食中毒を予防するための3原則に沿った注意喚起の内容を実施し、冬は神奈川県よりノロウイルス警戒警報が発令されるため、ウイルスによる食中毒予防の内容を加えた注意喚起を実施している。

(伊藤委員) II重点的な取組、3食品表示の適正化推進(資料1、2ページ)に記載のある「必要な表示がされていない等の食品について、改善指導を行いました」とあるが、具体的にはどのような表示がされていなかったのか。

(事務局) 添加物や製造者の表示が食品表示法に基づくルールに沿った記載の仕方でない等の理由で改善指導を行うことが多い。

(伊藤委員) どのくらいの割合で不適切な表示があるのか。

(事務局) 割合としては把握していないが、広域流通食品ではなく、小規模な個人営業店舗で製造している食品において適切な表示がされていない傾向があり、食品表示法の理解が進んでいないことが要因と考えている。

(近江委員) 食品衛生協会及びスーパーの立場で、お客様に対して食中毒予防の周知としてリーフレットの配置やポスターの掲示をしている。11月には相模原市保健所と連携して店頭で食中毒に関するQ&Aやリーフレットの配布等を実施し、市民の方へ食中毒に関する情報発信を行っている。食品表示については、スーパーの立場で相模原市保健所の収去検査に協力している。収去検査は様々な食品に対して実施されているが、添加物の表示が間違っていないか等の検査も含まれる。食品衛生協会では、小規模飲食店に対してHACCPに沿った衛生管理についての勉強会を開催しているが、まだまだ全員が実施できているとは言えない状況のため、これからも食品衛生協会と相模原市保健所で連携し事業者の知識向上に努め、お客様に安全な食品を提供できるようにと考えている。

(浅賀委員) 適正な食品表示の項目について教えてほしい。食品衛生監視員が立入調査をするとのことだが、食品衛生監視員は何人いるのか。世間で問題となっている紅麹について、健康食品以外にも様々なものに使われているようだがどのように区別すればよいのか。PFOSについて、水道水等から食品に含まれる可能性も考えられるが相模原市はどのような対応しているのか。

(事務局) 食品表示の項目については、食品表示法で細かく決められているが、一般的な加工食品においては、名称、原材料、添加物、保存方法、期限表示、製造所、製造者もしくは販売者、輸入者等が主な項目である。これら

の項目について、食品総点検の時期や立入調査時などに適正に表示がされているか確認している。食品衛生監視員について、旧市地域は11人、津久井地域は食品以外の業務と兼務しながら6人で対応している。通常よく目にする食品表示の紅麴は、小林製薬の健康食品で問題になっている紅麴とは異なり食品添加物の基準に合ったものが紅麴色素として使用されている。PFOSについて、水道法の範疇で国が調査をしながら通知等を出しているが、食品に限った話では相模原市として井戸水を使用している施設に対して昨年8月に注意喚起の通知を発出した。

(2) 令和6年度相模原市食品衛生監視指導計画について

令和6年度相模原市食品衛生監視指導計画及び本市で発生した食中毒事件（資料2）について、事務局から説明を行った。

(安達委員) 令和5年度食中毒事件の4番目、集団給食施設におけるノロウイルスを原因とした食中毒について、原因食材や調理工程等を教えてください。

(事務局) 具体的に原因の食事を断定することは困難であり、原因食品としては2月17日から18日に調理し、提供された食事とした。原因施設において調理提供された2月17日昼、夕の食事、2月18日朝、昼の食事を喫食した60名のうち21名が嘔吐下痢の症状を呈したこと、患者7名の便、調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、また、2月17日、18日の食事の調理に、ノロウイルスが検出された調理従事者が関わっていたことが大きな断定要素となった。その他、感染症の疑い等がなく、食事を原因とするものと判断した。

(浅賀委員) 学校給食について定期的な検査等を行なっているのか。

(事務局) 小学校の給食施設及び中学校に弁当を納品している業者については、生活衛生課と学校給食課で協力して食品衛生監視員が定期的な衛生巡回を実施している。小学校に原材料等を納品している業者に対しても衛生巡回をしている。

(浅賀委員) 定期的な頻度はどのくらいか。

(事務局) 監視指導計画に基づいて実施しているが、学校給食については3年に1回実施している。

(浅賀委員) 3年に1回の頻度で問題ないのか。

(事務局) 学校給食施設については衛生巡回時の指導事項がないことが多いため、このような頻度で実施している。

(伊藤委員) 学校給食は、検食を保管するなど衛生管理のルールが決まっていると思うが、学校給食以外の施設での衛生管理のルールはどのようになっているのか。子ども食堂の衛生管理はどうしているのか。

(事務局) 学校給食施設等では、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を実施していることが多く、福祉施設等では委託給食事業者向けのHACCPに沿った衛生管理の手引書を基に衛生管理を実施している施設もある。どちらの衛生管理計画を選択するかは事業者が判断して決めている。食品衛生監視員が衛生巡回する際もHACCPに沿った衛生管理が実施できているかを確認している。子ども食堂について、食事の提供は基本的に飲食店営業許可が必要であるが、あらかじめ登録した子供のみ食事を提供するなど営業ではなくボランティアで食事を提供している場合には、要

領に従い届出をしてもらっている。届出時には保健所から衛生的な食品の取扱いについての話をしている。飲食店営業許可を受けている子ども食堂についてはHACCPに沿った衛生管理を実施する必要がある。

(伊藤委員) 子ども食堂の調理従事者は定期的な検便検査を実施しているのか。

(事務局) 通常の飲食店営業許可施設については、定期的な検便検査は義務付けられていない。ボランティアで実施している子ども食堂についても、検便は実施していないと思う。

(内藤会長) 農薬の使用について気を付けていることや、消費者の方へ情報提供するようなことがあれば教えてほしい。

(吉澤委員) 農協としても食の安全安心には力をいれている。農協では農薬について、県内統一で農薬を検査するシステムとして生産履歴記帳システムを使用し、出荷する前に農家を使用した農薬履歴を記帳後、農協で問題ないと判断した農産物について出荷をする体制をとっている。3か所ある直売所についてもHACCPに沿った衛生管理を実施している。

## 2 情報提供

(1) 相模原市保健医療計画（第3次）について（資料3、4）

相模原市保健医療計画（第3次）について、事務局から説明を行った。

(浅賀委員) 新型コロナウイルス感染症に罹患する人が身近でも再度増加しているように感じるが、感染症に対して相模原市として独自の取組み等について分かれば教えてほしい。特定健診の案内等があることは把握しているが、高齢者に対する医療計画等についても何かあれば教えてほしい。

(事務局) 衛生研究所では、感染症に関する週報を毎週木曜日に発行しており、新型コロナウイルス感染症や手足口病など流行している感染症についての情報をホームページ、市内保育園、小中学校、福祉施設等にデータを送付し適宜、感染症予防に利用してもらっている。週報では市内の感染状況をグラフ等で示し市民へ分かりやすく提供している。健康増進課では、健康寿命の延伸を目的とした取組の中で、健診の受診勧奨、受診結果を受けて健康のために必要な生活指導の案内までを実施している。また、身近な場所で受診できるように市内4カ所の保健センターでの実施や情報発信を行っている。新型コロナウイルス感染症について相模原市独自の取組みとして、今年度からワクチンの対象者が全員から高齢者及び60～64歳の基礎疾患を持っている人に変更となったことをうけ、65歳以上の方に対して通知を発送予定である。

(伊藤委員) がん検診について、がん検診受診率を向上させるとの目標だが、胃がんの内視鏡検査の場合には、麻酔を使った健診を希望すると麻酔費用は受診者の負担となることや、検査時に麻酔を実施してくれる医療機関を探すのが大変だった経験がある。がん検診受診率の目標値を実現するには、そのようなところの改善が必要ではないか。

(事務局) がん検診の受診をしやすい環境を整えることが必要だということは、ご意見として受け止める。麻酔の効きには個人差があることから、現在相模原市では、麻酔にかかる費用については助成の対象としていない。

(木挽委員) 食を通じた健康づくりについての目標内に、地域での共食の機会の提供を増やすと書かれているが、関心がある人は自ら様々なところに参加する

ことが多い反面、本当に必要な人は自ら参加することが少ないと思うが、そのような人に対してどのように情報を提供し参加を促しているのか教えてほしい。

(事務局) わかな会の方と市と一緒に、一般の方を集め、食に関心を持ってもらえるような案内を実施している。今年度は緑の祭典等でも食についての案内を実施した。様々な人が集まるようなところに出向き案内をすることが大事だと考えている。

(湯田委員) わかな会でも、公民館等で料理の講習会を実施し、地域の方に声掛けをしてコミュニケーションをとったりしているが、外に出るのをためらうような人も多い中で難しい部分もあるが努力したいと思っている。

(2) マカデミアナッツのアレルギー表示の推奨について (資料6、7)

マカデミアナッツのアレルギー表示推奨化について、事務局から説明を行った。

(浅賀委員) マカデミアナッツのアレルギーはどのような症状がでるのか教えてほしい。マカデミアナッツが日本の食事に広がっていることが追加理由なのか。

(事務局) 食物アレルギーでは、アナフィラキシー等の呼吸困難から最悪の場合は命に関わることもある。消費者庁が食物アレルギーについて経時的な検討をおこなっている中で、マカデミアナッツに関する症例報告が近年増加していることから表示の推奨に至った。輸入食品が増え、以前よりもマカデミアナッツの喫食機会が増えたことが原因とも推察されているが、具体的な原因は分かっていない。マカデミアナッツの前にくるみがアレルギー義務表示の対象に追加されており、ナッツ類を原因とするアレルギーは近年増加傾向であるといえる。

(安達委員) 食物アレルギーは表示が規定されているもの以外にも原因となるものは様々あり、当事者はそのようなアレルギー原因食材によって重篤な症状を発症することもある。しかし、加工食品のように大規模に流通している商品の中には原材料が分かりにくい物もあるため、アレルギー表示が求められている。消費者庁が3年毎に調査を実施し、症例数が増えてくると表示対象食品に追加される等の見直しがされている。頻度の多いものを表示対象にしているだけで食物アレルギーの原因食材はもっと多くあるが、表示対象の食材以外はアレルギーを起こさないという誤解が世間に生じているのかもしれない。

(3) 保健機能食品等に関する普及啓発について (資料5)

保健機能食品等に関する普及啓発について、事務局から説明を行った。

(浅賀委員) 特定機能食品は消費者庁が認可したもの、それ以外の健康食品は事業者の責任において健康食品とうたっているものであり、紅麴のように何か事故が起きた場合には事業者の責任ということで間違いないか。

(事務局) 健康食品は総称であり、その中の1つとして機能性表示食品というものが存在する。機能性表示食品については、必ずパッケージに記載があり、事業者の責任において届出をしたものであるため、消費者庁としても承知

しているものであるが、何か健康被害が生じた際には事業者の責任になる。また、食品を介して健康被害が発生した場合には、食中毒という扱いになる。

(浅賀委員) 健康食品に関する広告が世の中にあふれていて、消費者としてはどのように選択したらいいのか難しい部分がある。

(事務局) 食品で病気が治るような効果を広告するような事は薬機法の規制の対象となり、保健所の地域保健課で指導を実施している。

#### (4) 感染症の情報発信資料について

衛生研究所が発行している感染症に関する情報発信資料について、事務局から説明を行った。

### 3 その他意見交換等

(安藤委員) 輸入食品について、栽培している現地の調査を行うことはあるのか。

(事務局) 輸入食品が手元に届くまでの管理ということでは、大前提として輸入検疫を通過した食品でなければ事業に使うことはできないことになっている。そのため、スーパーで購入する輸入食材及び外食で喫食する食品の食材についても検疫を受けたものである。検疫所ではルールに従って抜き取り検査や事前の書類審査を実施しているが、相模原市のような流通末端の自治体でも抜き取り検査を実施し食の安全を守っている。また、企業の方が努力されているのを常日頃感じている、例えば信頼のおける農場から取引を行っている、海外の現場に従業員を派遣し定期的な検査を実施しているような民間企業もある。

(浅賀委員) 日本の食料自給率が低いことも問題だと思うが、相模原市として地産地消などの取組みは実施しているのか。

(事務局) 食料農業農村基本法が24年ぶりに改正された。その中でも食料自給率が低い中で国民を守るために食料をどのように確保していくのかについての食料安全保障が概念として示されている。市内の農家が2000世帯ある中で、生産的農家は約500人しかいない。相模原市内の食料自給率も国と同じぐらいの数字と認識している。補助金等を利用して新規就業者の支援、生産的農家への支援を実施している。

(木挽委員) 経口補水液について、感染性胃腸炎による嘔吐下痢に伴う脱水時に使用するため、カリウム、ナトリウムの量が多いとのことだが、これを飲めば熱中症に効くと思っている高齢者が多いような気がするが食品表示等で分かるようになっているのか。

(事務局) 経口補水液は特別用途食品に指定されており、消費者庁認可病者用食品に該当する。経口補水液を求める際には、この表示を確認してほしい。しかし、この消費者庁認可病者用食品でない経口補水液に似た商品が巷に出てきており、消費者庁でも問題意識を持っている、そのため配布資料のようなリーフレットが作成された。経口補水液とは使い方等もことなるため、注意喚起を保健所でも行っていきたい。

## 令和6年度第1回相模原市食の安全・安心懇話会委員出席者名簿

◎会長    ○副会長  
五十音順・敬称略

No.	氏名	所属団体等	出欠
1	赤路大介	相模原食品衛生協会	欠席
2	浅賀きみ江	さがみはら消費者の会	出席
3	安達修一	相模女子大学短期大学部 特任教授	出席
4	安藤民世	相模原市地域婦人団体連絡協議会	出席
5	伊藤裕子	公募委員	出席
6	○近江良一	相模原食品衛生協会	出席
7	木挽美千代	公募委員	出席
8	◎内藤由紀子	北里大学医療衛生学部 教授	出席
9	湯田里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会	出席
10	吉澤誠	相模原市農業協同組合	出席